

# 一般社団法人日本応用地質学会 事業企画委員会運営規程

平成22年 5月 21日 制定  
平成28年 10月 26日 改定

## 第1章 目的及び業務

### (目的)

第1条 一般社団法人日本応用地質学会（以下「この法人」という）事業企画委員会（以下「委員会」という）は、定款第4条一の事業を遂行することを目的とする。

### (業務)

第2条 委員会は、前条の目的を達成するため、規則第85条に従い次の各号の業務を行う。

- 一 研究発表会、シンポジウム、講習会、見学会、市民公開講座等の企画運営に関する事項
- 二 研究発表会、シンポジウム、講習会等の予稿集、講演集等の編纂及び著作権に関する事項
- 三 その他、特別の行事に関する事項

## 第2章 委員会の構成及び運営等

### (構成)

第3条 委員会の委員は、規則第70条第①項に従い原則として20名以内とする。

②委員会に委員長1名、副委員長1名、幹事若干名をおく。

③委員会の委員長は、規則第70条第③項により、理事あるいはそれと同等と認められる者が務める。

### (職務)

第4条 委員長は委員会の事務を統括する。

②副委員長は委員長を補佐し、委員長不在の時はこれを代理する。

③幹事は委員長を補佐し、委員会の業務を処理する。

### (選任及び委嘱)

第5条 委員長は、規則第72条第①項により、理事会において選任し、会長が委嘱する。

②委員は、規則第72条第④項により、原則として委員長の推薦に基づき理事会で選任し、会長が委嘱する。

③副委員長及び幹事は、委員の互選により選任し、会長が委嘱する。

### (任期)

第6条 委員の任期は、規則第73条第①項により、2年とする。ただし再任を妨げない。

②補欠または増員により選任された委員の任期は、規則第73条第②項により、前任者または現任者の残任期間とする。

③委員がこの法人の委員としてふさわしくない行為をしたときは、規則第73条第③項により、理事会の議決により解任することができる。

### (召集)

第7条 委員会は、規則第74条第①項により、委員長が召集する。

②委員会は原則として、2か月に1回程度開催する。

③委員長は、規則第74条第②項により、必要に応じて、文書・電子メール等をもって委員の意見を徴し、委員会の開催に代えることができる。この場合はその結果を委員に文書・電子メール等をもって通知しなければならない。

### (定数及び議決)

第8条 委員会は、規則第75条第①項により、委員現在数の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。

②委員会に出席できない委員は、規則第75条第②項により、あらかじめ委任状を委員長宛に提出する。

③議事は、規則第75条第⑤項により、出席者（委任状を含む）の過半数をもって決し、可否同数のときは委員長が決する。

### (事業報告並びに事業計画及び予算)

第9条 委員長は、規則第76条第①項に準じ、毎事業年度終了後すみやかに事業報告を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

②委員長は、規則第76条第②項により、毎事業年度開始日の前日までに、翌年度の委員会の事業計画案及び予算案を委員会に提案し、承認を受け、総務委員会及び理事会に提出しなければならない。

### (議事録)

第10条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第78条により、議事録として記録し、次期委員会に引き継ぐ。

### (報告及び通知)

第11条 委員会における審議の経過及び結果は、規則第79条第①項に準じ、総務委員会及び理事会で報告するとともに、その概要を会誌等で会員に通知しなければならない。

## 附則

### (規程の制定、変更及び廃止)

第1条 この規程は、理事会の承認（平成22年5月21日）をもって施行する。

②この規程の変更及び廃止は、委員会の決議を経て、理事会の承認を得なければならない。